

5月

# ともに築こう 豊かな消費社会

## 5月は消費者月間です

近年、消費者を取り巻く環境は、携帯電話やスマートフォン、インターネットの普及などにより、大きく変化しており、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容なども変化してきています。そこで、今後の消費者政策の推進には、これまでの枠組みを超えた取り組みが必要であり、社会経済の全ての主体が消費者の利益の擁護・増進を意識して活動することが重要です。

5月は消費者月間です。これにちなみ、「被害に遭わないためにはどうしたらいいのか」といった情報や、最近の事例などをパネル展示、講座などで分かりやすく紹介します。ぜひご来場ください。

### 消費者月間パネル展示

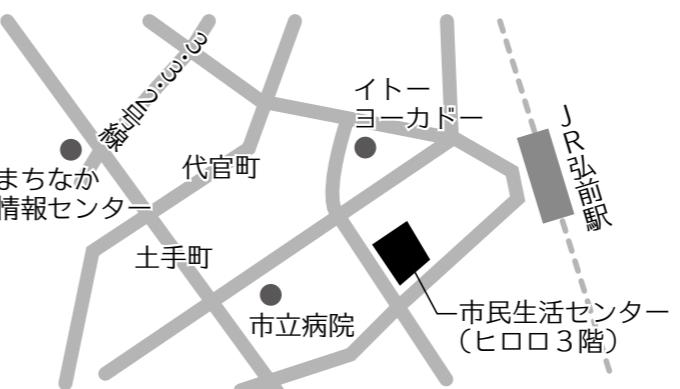
- ▽とき 5月 24 日～31 日、午前 8 時 30 分～午後 9 時（31 日は午後 4 時まで）
- ▽ところ ヒロロスクエア（駅前町、右図参照）
- ▽内容 消費生活に関するパネル展やリーフレットの提供・各種相談の紹介など
- 問い合わせ先 市民生活センター（ヒロロ 3 階、☎ 34・3179）

### 併催イベント

#### 【くらしの消費者講座】

次々と新しい手口がでている悪質商法について、わかりやすく説明します。  
 ▽とき 5月 24 日（木）、午後 2 時～3 時  
 ▽テーマ 「悪質商法の事例と対策～それって本当に大丈夫？～」  
 ▽講師 中田鶴子さん（青森県金融広報委員会金融広

### 案内図



### 困り事・悩み事は ありませんか？



### 市民生活センターなどの 相談窓口

市民生活センターの相談窓口のほかに、各種相談窓口などが設置されます。困り事、悩み事があるときは、一人で抱え込まず、早めにご相談ください。

### 市民生活センターの相談窓口

市民生活センターでは、暮らしの中で起こる困り事、悩み事、契約トラブル、多重債務問題などに関する相談に応じています。相談は無料です。気軽にご利用ください。

▽とき 午前 8 時 30 分～午後 5 時（毎週月曜日と 12 月 29 日～1 月 3 日は休み）

▽相談内容 消費生活、市民生活に関する相談

▽相談員 市職員

■問い合わせ先 市民生活センター（☎ 33・5830、34・3179）

### くらしとお金の安心相談会

消費者信用生活協同組合青森事務所が行う出張相談会です。相談は予約制ですので、希望する人は事前に電話で申し込んでください。

▽とき 6月 6 日（水）、午前 10 時～午後 4 時

▽ところ 市民生活センター

▽内容 生活再建や債務整理に必要な資金の貸付に関する相談

■問い合わせ・予約先 消費者信用生活協同組合青森事務所（☎ 青森 017・752・6755）



### 法テラス無料法律相談

市民生活センターを会場に、無料法律相談を実施しています。相談は電話による完全予約制で、資力要件に該当する人が対象となります。詳しくはお問い合わせください。

▽とき 毎週火曜日の午後 1 時～4 時、隔週土曜日の午前 10 時 30 分～午後 0 時 30 分

▽ところ 市民生活センター

▽相談内容 離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、多重債務など

▽相談員 登録弁護士、司法書士

■問い合わせ・予約先 法テラス青森（☎ 050・3383・5552）

### 無料電話法律相談会

長時間労働、パワーハラスメント（上司が部下に精神的・身体的苦痛を与える行為等）などの労働問題に詳しい弁護士が、対処の方法や法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。相談料は無料です。

【労働問題相談（雇用問題・パワハラなど）】

▽とき 6月 8 日（金）、午後 3 時～8 時

▽電話番号 ☎ フリーダイヤル 0120・610・168

■問い合わせ先 青森県弁護士会事務局（☎ 青森 017・777・7285）

### 人権・行政問題は相談を

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

人権擁護委員は、現在、約 1 万 4,000 人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

人権擁護委員法が昭和 24 年 6 月 1 日に施行されたことを記念して、毎年 6 月 1 日を「人権擁護委員の日」として、活動を行っています。

●人権擁護委員…人権問題で困っている人からの相談に応じています。

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ■浅利いつ子さん<br>相馬        | ■田中均さん<br>浜の町東 5 丁目 |
| ■阿保香代子さん<br>撫牛子 1 丁目  | ■玉川光幸さん<br>青山 2 丁目  |
| ■小田桐ミツヱさん<br>松原東 1 丁目 | ■鶴谷郁子さん<br>田町 4 丁目  |
| ■齊藤幸子さん<br>一町田        | ■外崎祐一さん<br>取上 2 丁目  |
| ■齋藤晶子さん<br>田町 1 丁目    | ■比内道治さん<br>山崎 5 丁目  |
| ■笹森智彦さん<br>大久保        | ■福士滋さん<br>和田町       |
| ■佐藤美津子さん<br>桜ヶ丘 2 丁目  | ■山内賢二さん<br>駅前町      |

●行政相談委員…国の行政全般に対する苦情・要望を聞き、解決の手助けを行っています。

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| ■飛鳥範子さん<br>大原 2 丁目 | ■野呂眞正さん<br>三岳町 |
| ■須藤タキさん<br>百沢      | ■三上トキさん<br>兼平  |
| ■中澤省一さん<br>相馬      |                |

○青森地方法務局弘前支局（早稲田 3 丁目）では、毎週月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に、常設人権相談所を開設し相談に応じています。

○人権擁護委員は毎週金曜日、行政相談委員は毎週水曜日に、市民生活センターでも相談に応じています。時間はいずれも午前 10 時～午後 3 時。

■問い合わせ先 市民生活センター（☎ 33・5830、34・3179）